**佐世保市クラウドファンディング型プロジェクト**

**(アントレプレナーシップ醸成事業展開型)応援事業助成金交付要綱**

　（趣旨）

第１条　この要綱は、佐世保市内においてアントレプレナーシップ醸成に資する事業を独自に実施する高等教育機関に対し、人材育成事業の活発化及び本市が目指す若年層におけるアントレプレナーシップ推進を図るため、本市が実施するクラウドファンディング型寄附を原資とする予算の範囲内において実施するクラウドファンディング型プロジェクト応援事業助成金（以下「助成金」という。）に関し、佐世保市補助金等交付規則の定めるもののほか、この要綱の定めるところによるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において高等教育機関とは、佐世保市内に所在し、学校教育法（昭和２２年法律第２６号）において規定する大学、短期大学及び高等専門学校のことをいう。

２　この要綱において対象事業とは、本来高等教育機関が実施すべき分野とは別に、教育課程外活動の取組み又はその複合した活動を指すもので、アントレプレナーシップの醸成に寄与する事業のことをいう。

（対象事業）

第３条　対象となる事業は、次の各号の全てに該当するものとする。

(1) 高等教育機関が本来の正課のカリキュラム以外で取り組む又は取り組んでいる活動で、当該活動に対して国や関係機関からの助成の対象となっておらず、事業継続性の観点から自主財源のみでは継続的実施の見込みが難しいもの

(2) 申請を受け付けた日の属する年度の翌年度内に実施するもの

(3) 政治的、宗教的な意図で実施される事業ではないもの

（助成対象経費）

第４条　交付対象経費は、別表に定める経費を除く、交付対象事業の実施に要する経費とする。

（助成金額）

第５条　助成金の額は、本市が実施するクラウドファンディング型寄附で寄せられた寄附金から本市が準備する返礼品等に係る必要経費を控除した額とする。

２　助成金の額は、交付対象経費の額及び申請金額の範囲内とし、審査の結果減額する場合がある。

（事業提案申請）

第６条　事業を実施しようとする高等教育機関は、次に掲げる様式を、別に定める日までに市長に提出しなければならない。

(1) 佐世保市クラウドファンディング型プロジェクト（アントレプレナーシップ醸成事業展開型）応援事業助成金事業提案申請書（様式第1号）

(2) 事業計画書（様式第2号）

(3) 収支予算書（様式第3号）

(4) その他市長が必要と認める書類

（審査）

第７条　市長は、前条に掲げる申請に関する書類について、内容を審査し、事業採択の可否について、申請した高等教育機関に対し審査結果通知書（様式第４号）により通知するものとする。

（寄附額の確定）

第８条　市長は、前条の審査結果を踏まえ本市が実施するクラウドファンディング型寄附の期間満了後、採択事業毎に寄せられた寄附額を確定し、次年度に実施する助成事業予算として整理する。

２　市長は、前項の規定により、採択事業毎の寄附額が確定したときは、寄附額確定通知書（様式第５号）により、前条の規定により事業採択を受けた高等教育機関（以下「採択事

業者」という。）に対し、寄附の総額及び所要経費見込額を通知するものとする。

（事業実施計画）

第９条　採択事業者は、前条の寄附額の総額及び所要経費見込額の通知を踏まえ、別に定める日までに、次に掲げる様式を、市長に提出しなければならない。この場合において提出する様式は第６条を準用するものとし、同条第１号中「提案申請書」とあるのは「実施計画書」と、「申請します」とあるのは「実施します」と、「申請者情報」とあるのは「採択事業者情報」と読み替えるものとする。

２　採択事業者が前項の規定により事業実施計画を作成した場合は、市並びに採択事業者は、それぞれが運営するホームページ等でその旨を公表するものとする。

（助成金の拠出）

第10条　市長は、前条に掲げる書類について、内容を精査し、事業毎に助成額を確定し、採択事業者へ助成決定通知書（様式第６号）により通知し、助成金を拠出する。

（事業等の遂行）

第11条　採択事業者は、助成金を受けて事業実施にあたっては、法令遵守はもとより、拠出決定の内容及びこれに付された条件並びにこの要綱に基づく市長の指示に従い、善良な管理者の注意をもって事業を行わなければならない。

2　採択事業者は、助成金を他の用途に使用してはならない。

（実績報告）

第12条　採択事業者は、事業の完了後1箇月以内又は事業実施年度の末日のいずれか早い日までに、佐世保市クラウドファンディング型プロジェクト（アントレプレナーシップ醸成事業展開型）応援事業助成金事業報告書（様式第7号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 収支決算報告書（様式第８号）

(2) 事業の実施状況が分かる資料

(3) 経費の支出を確認することができる資料

(4) その他市長が必要と認める書類

（助成金の取消し）

第13条　市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、助成決定の全部又は一部を取り消し、助成金の全部又は一部につき返還を求めることができる。

(1) 第11条の規定に明らかに違反していると認められるとき。

(2) 事業報告書により報告を受けた事業内容が、事業計画の内容と著しく異なり、かつ、制度の趣旨を損なうものであると認められるとき。

(3) その他この要綱に基づき提出された資料に虚偽があるとき。

（関係書類の整備）

第14条　採択事業者は本事業の実施における関係書類につき、事業が終了した日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

2　前項に規定する書類は、保存期間が満了するまでの間に市長の求めがあった場合は、速やかに提出しなければならない。

（委任）

第15条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、佐世保市長が定める。

　　　附　則

この要綱は、令和４年８月１７日から施行する。

別表（第4条関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 費目 | 項目 |
| 旅費 | 特別料金（グリーン料金、ビジネスクラス料金等） |
| 需用費 | ・備品・パソコンやカメラ等、電力により稼働するもの・参加者、協力者への贈答を目的とするもの（賞状、景品等） |
| 共済費 | 雇用に伴う健康保険、年金保険、雇用保険等※イベント保険、その他危険な作業を行う場合のみ対象 |
| 実施機関が本来負担すべき経費 | 対象事業以外に係る人件費、機関の運営経費（家賃、光熱水費、電話代等） |
| 応募経費 | 本事業の応募に係る経費 |
| 対象期間外の支出 | 対象期間外に実施した事業に係る経費 |
| その他 | 社会通念上、不適切と認められる経費や著しく高額と思われる経費 |